

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
26	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

伊豆の国市は、公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務における、特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

静岡県伊豆の国市長

公表日

令和8年3月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務
②事務の概要	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。 公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報に次の事務で取り扱う。 (1) 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2) 物価高騰対策緊急生活支援金(追加給付)の支給事務【令和6年5月31日終了】 (3) 低所得者支援・定額減税補足給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 (4) 物価高騰対策低所得者支援給付金の支給事務【令和7年8月31日終了】 (5) 低所得者支援・定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務【令和7年11月30日終了】
③システムの名称	① 物価高騰対策緊急生活支援金システム ② 団体内統合宛名システム ③ 中間サーバー ④ 口座情報登録・連携システム
2. 特定個人情報ファイル名	
公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する特定公的給付情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号利用法第9条第1項 別表135の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] ＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令 第2条の表160の項 【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長
6. 他の評価実施機関	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8036 ファックス:0558-76-8029 E-mail:fukusi@city.izunokuni.shizuoka.jp
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	伊豆の国市役所 健康福祉部 福祉事務所 社会福祉課 郵便番号:410-2396 住所:静岡県伊豆の国市田京299番地の6 電話:0558-76-8036 ファックス:0558-76-8029 E-mail:fukusi@city.izunokuni.shizuoka.jp
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<div style="text-align:right"><選択肢></div> <div style="text-align:right">1) 1,000人未満(任意実施)</div> <div style="text-align:right">2) 1,000人以上1万人未満</div> <div style="text-align:right">3) 1万人以上10万人未満</div> <div style="text-align:right">4) 10万人以上30万人未満</div> <div style="text-align:right">5) 30万人以上</div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
[1,000人以上1万人未満]	
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<div style="text-align:right"><選択肢></div> <div style="text-align:right">1) 500人以上</div> <div style="text-align:right">2) 500人未満</div>
いつ時点の計数か	令和8年1月1日 時点
[500人未満]	
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<div style="text-align:right"><選択肢></div> <div style="text-align:right">1) 発生あり</div> <div style="text-align:right">2) 発生なし</div>
[発生なし]	

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [○]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) [○]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
8. 人手を介在させる作業 [] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	住基ネット照会により課税地を特定する際は、マイナンバーによる照会后、複数人で4情報の確認を行っている。口座情報の提供データについては、宛名番号を介したRPAにより転記を行い、さらに複数人で確認を行った上で、申請書類に出力しているため、人手を介在させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。
9. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<p>[十分に行っている]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない</p>
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 [] 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策]</p> <p><選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発</p>
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
判断の根拠	物価高騰対策緊急生活支援金システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、情報照会に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報は、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和6年1月31日	評価書名	物価高騰対策緊急生活支援金の支給に関する事務 基礎項目評価書	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事務 基礎項目評価書	事前	修正
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務①事務の名称	物価高騰対策緊急生活支援金の支給に関する事務	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律による特定公的給付の支給に関する事	事前	修正
令和6年1月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>【事務の概要】 物価高騰による生活負担増を踏まえ、特に家計への影響の大きい低所得世帯に対する生活支援として、住民税非課税世帯等に対して、1世帯あたり3万円を給付する。</p> <p>【特定個人情報を取り扱う事務の具体的な内容】 ① 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2) 物価高騰対策緊急生活支援金(追加給付)の支給事務 (3) 低所得者支援・定額減税補足給付金の支給事務</p>	事前	修正
令和6年1月31日	I 関連情報 2. 特定個人情報ファイル名	物価高騰対策緊急生活支援金情報ファイル	公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する特定公的給付情報ファイル	事前	修正
令和6年1月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項別表第1の101の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年デジタル庁・総務省告示第23号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令第七十四条の内閣総理大臣及び総務大臣が定める事務を定める告示)99号</p>	<p>・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</p>	事前	修正
令和6年1月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号法 第19条第8号 別表第二の121の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令第59条の4</p> <p>【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</p> <p>【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。</p>	事前	修正
令和6年1月31日	II しいき値判断項目	令和5年6月1日時点	令和5年12月1日時点	事前	修正
令和7年3月31日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2) 物価高騰対策緊急生活支援金(追加給付)の支給事務 (3) 低所得者支援・定額減税補足給付金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務【令和5年12月31日終了】 (2) 物価高騰対策緊急生活支援金(追加給付)の支給事務【令和6年5月31日終了】 (3) 低所得者支援・定額減税補足給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】 (4) 物価高騰対策低所得者支援給付金の支給事務</p>	事後	事務終了に伴う更新
令和7年3月31日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	<p>・番号利用法第9条第1項 別表第1の101の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第74条</p>	<p>・番号利用法第9条第1項 別表135の項</p>	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第1項第8号 別表第2の121の項</p> <p>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第7号)第59条の4</p> <p>【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。</p>	<p>【情報照会の根拠】 ・番号利用法第19条第8号に基づく主務省令第2条の表160の項</p> <p>【情報提供の根拠】 情報提供は行わない。</p>	事後	番号法一部改正に伴う変更
令和7年3月31日	II しいき値判断項目	令和5年12月1日時点	令和6年12月1日時点	事後	修正
令和7年3月31日	IV 8. リスクへの対策	—	十分に行っている	事後	様式改正に伴う項目追加

令和7年3月31日	IV8. 判断の根拠	—	住基ネット照会により課税地を特定する際は、マイナンバーによる照会后、複数人で4情報の確認を行っている。口座情報の提供データについては、宛名番号を介したRPAIにより転記を行い、さらに複数人で確認を行った上で、申請書類に出力しているため、人手を介させる作業に人為的ミスが発生しないようリスク対策が講じられている。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IV11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	2) 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IV11. 当該対策は十分か	—	十分に行っている	事後	様式改正に伴う項目追加
令和7年3月31日	IV11. 判断の根拠	—	物価高騰対策緊急生活支援金システムにおいて、担当業務に必要な範囲でのみ閲覧等が可能となるよう、アクセス制限を実施している。また、情報照会に使用する統合宛名システムにおいても、各職員が閲覧等できる特定個人情報には、担当業務に必要な範囲に制限しており、担当していない業務に関する特定個人情報を紐付けられることはない。これらの対策を講じていることから、目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式改正に伴う項目追加
令和8年3月1日	IIしきい値判断項目	令和6年12月1日時点	令和8年1月1日時点	事後	評価書の見直しの実施
令和8年3月1日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務【令和5年12月31日終了】</p> <p>(2) 物価高騰対策緊急生活支援金(追加給付)の支給事務【令和6年5月31日終了】</p> <p>(3) 低所得者支援・定額減税補足給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】</p> <p>(4) 物価高騰対策低所得者支援給付金の支給事務</p>	<p>公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律(令和3年法律第38号)第10条の規定に基づき、特定公的給付の支給を実施するための情報の管理を行う。</p> <p>公的給付の支給等に関する迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号利用法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を次の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 物価高騰対策緊急生活支援金の支給事務【令和5年12月31日終了】</p> <p>(2) 物価高騰対策緊急生活支援金(追加給付)の支給事務【令和6年5月31日終了】</p> <p>(3) 低所得者支援・定額減税補足給付金の支給事務【令和6年10月31日終了】</p> <p>(4) 物価高騰対策低所得者支援給付金の支給事務【令和7年8月31日終了】</p> <p>(5) 低所得者支援・定額減税補足給付金(不足額給付)の支給事務【令和7年11月30日終了】</p>	事後	評価書の見直しの実施